

法人県民税（法人税割）の超過課税の適用期間延長について（お知らせ）



日頃から、県税の申告及び納税に多大のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、長崎県では、総合交通体系及び文化・スポーツ施設等の都市基盤の整備充実を図る事業の財源の一部に充てるため、法人県民税（法人税割）の超過課税を実施しております。

本県は、厳しい財政状況を踏まえ行政コストの削減に取り組んでおりますが、県の財政は依然厳しい状況にあります。一方で長崎県総合計画に基づき都市基盤の整備充実を引き続き図っていく必要があり、そのための財源の確保が重要となっています。

このため、令和３年１１月定例県議会において長崎県税条例の一部改正を行い、**超過課税の適用期間を５年間（令和５年１月１日から令和９年１２月３１日までの間に終了する事業年度分）延長**することとなりました。

なお、今回の延長にあたりましては、現下の諸情勢も十分勘案し、中小企業等については従前どおり超過課税を適用しないこととしております。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、今後ともご協力くださいますようお願い申し上げます。

超過課税の税率

資本金 法人税額	１億円以下	１億円超	相互会社	資本金（出資金）の額を有しない法人又は法第 24 条第 6 項で法人とみなされるもの
年 1,000 万円以下の法人	１．０％	１．８％	１．８％	１．０％
年 1,000 万円超の法人	１．８％			１．８％

◎「超過課税」とは地方税法上の標準税率を超える税率で課税することをいいます。

法人県民税（法人税割）の標準税率は１．０％で、財政上その他の必要がある場合は、２．０％までの範囲で税率を定めることができるとされています。